

株 主 各 位

東京都港区虎ノ門二丁目2番1号
日本たばこ産業株式会社
代表取締役社長 木 村 宏

第22回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第22回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又は電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、平成19年6月21日（木曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますか、当社の指定する議決権行使ウェブサイト（<http://www.evotep.jp/>）より平成19年6月21日（木曜日）午後6時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------------|--|
| 1. 日 時 | 平成19年6月22日（金曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 東京都港区芝公園三丁目3番1号
東京プリンスホテル |
| 3. 目 的 事 項
報 告 事 項 | 1. 第22期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第22期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）計算書類の内容報告の件 |
| 決 議 事 項 | 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役2名選任の件
第3号議案 監査役4名選任の件
第4号議案 役員賞与支給の件
第5号議案 取締役及び監査役の報酬額改定の件
第6号議案 取締役に対するストックオプション報酬額及び内容決定の件
第7号議案 退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈並びに退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件 |

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.jti.co.jp/>）に掲載させていただきます。

4. その他の招集にあたっての決定事項

- (1) 議決権行使書用紙の返送による方法とインターネットによる方法の双方で議決権を行使された場合はインターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。
- (2) インターネットによって複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効とさせていただきます。

以 上

[議決権の行使についてのご案内]

1. 郵送による議決権の行使

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

2. インターネットによる議決権の行使

パソコンから議決権行使ウェブサイト (<http://www.evote.jp/>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って、賛否をご入力ください。なお、インターネットによる議決権行使に際しては、同封の「インターネットによる議決権行使のご案内」をお読みくださいますようお願い申し上げます。

3. 当社は、株式会社ICJが運営する電磁的方法による議決権行使に関するシステム（議決権電子行使プラットフォーム）に参加いたしております。

(添付書類)

事業報告

(自 平成18年4月1日)
(至 平成19年3月31日)

I. 企業集団（当社グループ）の現況に関する事項

1. 企業集団の事業の経過及びその成果

当連結会計年度のわが国経済は、下半期に入り個人消費の伸びに鈍化がみられたものの、企業収益の改善や設備投資の増加等により、景気は緩やかな回復基調にありました。世界経済におきましては、米国で景気が緩やかに拡大し、アジアでは中国等で景気の拡大が続き、欧州でも景気は回復してきました。

このような状況のもと、国内たばこ事業につきましては、国内市場における総需要の減少により、競合他社との競争が激化する中、昨年7月のたばこ税増税の実施に伴い、事業環境は一層厳しさを増しております。当社といたしましては、伸張セグメントへの効果的な新製品投入に加え、既存ブランドについても必要な刷新・強化を行い、シェア確保に努めるとともに、生産性の向上につきましても、不断の取り組みを行っております。海外たばこ事業につきましては、子会社JT International S.A. を中核に、グローバル・フラッグシップ・ブランド（国際的な主要ブランドである「キャメル」「ウィンストン」「マイルドセブン」「セーラム」、以下「GFB」）を中心とした成長に努めております。医薬事業につきましては、将来における柱事業を目指し、事業価値増大の早期実現に向け、臨床開発品の着実なステージアップと研究開発パイプラインの充実に取り組んでおります。食品事業につきましては、当社グループの柱事業として、飲料事業、加工食品事業（冷凍加工食品、ベーカリー、チルド加工食品、常温加工食品）、調味料事業の3分野に注力し、競争優位性の確立へ取り組むとともに、総合食品メーカーとしての基盤確立に努めております。

以上の結果、当連結会計年度の業績は以下のとおりとなりました。

売上高	4兆7,693億円（前年度比 2.8%増）
営業利益	3,319億円（前年度比 8.2%増）
経常利益	3,120億円（前年度比 4.8%増）
当期純利益	2,107億円（前年度比 4.6%増）

事業別の概況

国内たばこ事業

国内たばこ事業につきましては、伸張セグメントへの効果的な新製品投入に加え、既存ブランドについても必要な刷新・強化を行い、シェア確保に努めるとともに、生産性の向上につきましても、不断の取り組みを行ってまいりました。

具体的には、中核ブランドであるマイルドセブン・ファミリーのパッケージについて、昨年5月からボックス製品5銘柄に「ブルーウインド」マークを採用しており、さらに、昨年12月からはソフトパック製品及びタール1mg製品9銘柄のデザインを変更し、ブランドイメージの統一を図りました。伸張セグメントへの効果的な新製品の投入として、D-spec製品（当社独自の「たばこの先から立ち上るにおいを抑える」低臭気技術を活用した製品）7銘柄を含む7ブランド9銘柄（表1）を発売するとともに、地域限定で発売していた製品のうち、お客様の支持が強い製品について、4ブランド4銘柄（表2）を全国拡販し、効率的・効果的な販売促進活動を行ってまいりました。

(表1)

平成18年10月発売

銘柄	価格/本数	タール/ ニコチン値	初期発売 地 域	備考
キャビン・ワン・テイスティ・100's・ ボックス	300円/20本	1mg/0.1mg	宮城県・ 神奈川県・ 愛知県・ 京都府・ 福岡県を 除く42都 道府県	
キャメル・メンソール・ボックス	320円/20本	8mg/0.7mg	宮城県	メンソール製品 D-spec製品
さくら	350円/20本	7mg/0.6mg	神奈川県	D-spec製品
ピース・インフィニティ	350円/20本	8mg/0.7mg	京都府	D-spec製品
セーラム・アイスブルー※	320円/20本	8mg/0.6mg	福岡県	メンソール製品 D-spec製品

※当社在庫の売り尽くしをもって廃止とさせていただきます。

平成18年12月発売

銘柄	価格/本数	タール/ ニコチン値	初期発売 地 域	備考
マイルドセブン・スーパーライト・ 100's・ボックス	300円/20本	6mg/0.5mg	北海道	

平成19年1月発売

銘柄	価格/本数	タール/ ニコチン値	初期発売 地 域	備考
ディースペック・エイチ・サイドスラ イド・ボックス	320円/20本	12mg/0.9mg	東京都 神奈川県	D-spec製品
ディースペック・アール・サイドスラ イド・ボックス	320円/20本	5mg/0.5mg		千葉県 埼玉県
ディースペック・シー・サイドスラ イド・ボックス	320円/20本	7mg/0.6mg	福岡県	メンソール製品 D-spec製品

(表2)

平成18年4月全国拡販

銘柄	価格/本数	タール/ ニコチン値	備考
セブンスター・レボ・ウルトラライト・メンソール・ボックス	320円/20本	3mg/0.2mg	メンソール製品 D-spec製品

平成18年12月全国拡販

銘柄	価格/本数	タール/ ニコチン値	備考
キャビン・ワン・テイスティ・100's・ボックス	300円/20本	1mg/0.1mg	

平成19年2月全国拡販

銘柄	価格/本数	タール/ ニコチン値	備考
マイルドセブン・スーパーライト・100's・ボックス	300円/20本	6mg/0.5mg	

平成19年3月全国拡販

銘柄	価格/本数	タール/ ニコチン値	備考
キャメル・メンソール・ボックス	320円/20本	8mg/0.7mg	メンソール製品 D-spec製品

当連結会計年度における紙巻たばこの販売数量は、平成17年4月末日をもってマールボロ製品の日本国内におけるライセンス契約を終了したことによる減少要因に加え、昨年7月のたばこ税増税の実施に伴う定価改定の影響により、前年度に対し145億本減少し、1,749億本（注）（前年度比7.7%減）、シェアは、64.8%（前年度比1.6ポイント減）となりました。一方、千本当税抜売上高は、定価改定に伴う販売単価の上昇により、前年度に対し126円増加し、3,990円となりました。

この結果、売上高は、販売数量の減少があったものの、たばこ税増税時に実施した定価改定に伴う販売単価の上昇により、前年度比109億円増収の3兆4,162億円（前年度比0.3%増）となりました。営業利益は、販売単価の上昇、コストの削減に加え、葉たばこ評価洗替差損益の改善により、前年度比252億円増益の2,453億円（前年度比11.5%増）となりました。

（注）国内たばこ事業の販売数量には、当該数値の他に、国内免税市場及び当社の中

国事業部管轄の中国・香港・マカオ市場の当連結会計年度における販売数量34億本があります。

海外たばこ事業

海外たばこ事業につきましては、JT International S. A. を中核に、GFBを中心とした成長に努めてまいりました。

当連結会計年度における紙巻たばこの販売数量は、利益成長を主眼に注力しているGFBが好調に推移したことを主要因に、前年度に対し198億本増加し、2,401億本（前年度比9.0%増）となりました。GFBの販売数量は、「キャメル」がイタリア、フランスで、「ウinston」がロシア、スペイン、イラン、トルコ、ウクライナで、「マイルドセブン」がロシアで伸張したこと等から、前年度に対し153億本増加し、1,491億本（前年度比11.4%増）となりました。

この結果、GFBを中心とした販売数量の増加により、売上高は、前年度比1,184億円増収の9,996億円（前年度比13.4%増）、営業利益は、前年度比100億円増益の810億円（前年度比14.2%増）となりました。

※当連結会計年度の為替レートにつきましては1 USドル=116.38円、前年度の為替レートにつきましては1 USドル=110.26円です。

※海外たばこ事業につきましては、平成18年（2006年）1～12月の実績を当連結会計年度の実績としております。

なお、カナダやロシアにおける当社グループの現地法人が受けている不当な課税通知につきましては、必要な措置をとっており、現在、当該法人は通常どおり事業を継続しております。当社グループは、今後も引き続き、事業を展開しているすべての国において、常に法令に則り、適切にビジネスを行うとともに、不当な課税通知等に対しましては、訴訟を含むあらゆる手段を講じてまいる所存です。

<参考>

平成18年12月15日に発表いたしました「英国Gallagher社の買収手続き開始の合意について」に関連して、スキーム・オブ・アレンジメント（Scheme of Arrangement）における英国裁判所での最終承認を受け、本年4月18日、Gallagher社の買収が完了いたしました。

詳細につきましては、連結計算書類「12. 重要な後発事象に関する注記」に記載しております。

医薬事業

医薬事業につきましては、自社における研究開発力の一層の充実・強化を進めてまいりました。

開発状況としましては、高尿酸血症治療薬「JTT-552」が臨床試験段階に移行したことにより、自社開発品7品目が臨床試験の段階にあります。なお、昨年4月には前臨床試験段階の新規化合物をグラクソ・スミスクライン社へ、昨年12月には前臨床試験段階の抗体医薬候補品をメディミュン社へ、それぞれ導出いたしました。

アグロン社（現在、ファイザー社の子会社）と共同開発し、米国、欧州及び日本等で販売しております抗HIV薬「ビラセプト」のロイヤリティ収入につきましては、市場における競争の激化により、減少いたしました。

また、子会社鳥居薬品㈱につきましては、外用副腎皮質ホルモン剤「アンテベート」及び抗HIV薬「ツルバダ」等が伸張しましたが、昨年4月より実施の薬価改定の影響等もあり、主力品である蛋白分解酵素阻害剤「注射用フサン」、肝臓疾患用剤・アレルギー用薬「強力ネオミノファーゲンシー」等の売上高が減少したことから減収となりました。

この結果、売上高は、グラクソ・スミスクライン社、メディミュン社への導出に伴う一時的収入等があったものの、前年度はギリアド・サイエンシズ社への抗HIV薬「JTK-303」の導出に伴う一時的収入を計上していたこと、鳥居薬品㈱における減収等により、前年度比38億円減収の454億円（前年度比7.7%減）となりました。利益面では、これらの要因に加え、当社における研究開発費の増加により、営業損失は112億円（前年度は50億円の営業損失）となりました。

なお、平成17年3月に当社、東レ㈱、鳥居薬品㈱との間で国内における共同開発及び販売権に関する契約を締結し、共同開発を進めてきた血液透析患者におけるそう痒症を対象とする東レ㈱創製の止痒薬について、昨年11月、東レ㈱が新薬承認申請を行いました。また、この止痒薬については、肝疾患に伴うそう痒症を適応症とする国内における共同開発及び販売に関する契約を、昨年9月に締結いたしました。

食品事業

食品事業につきましては、新製品の開発・投入、販売チャネルの強化及び事業全般にわたる効率化の推進を通じて、更なる発展に向けた基盤確立に努めてまいりました。

飲料事業におきましては、自動販売機オペレーターである子会社㈱ジャパ

コンビニレジを中心とした着実な拡大を図るとともに、基幹ブランドである「ルーツ」を中心に、差別化を徹底的に追求した新製品等を積極的に開発・投入いたしました。

加工食品事業におきましては、市販用冷凍食品の「お弁当大人気！」シリーズ、「いまどき和膳」シリーズ等のラインナップの充実・強化を図り、事業量の拡大及び収益力の強化に努めてまいりました。

調味料事業におきましては、当社独自の技術を活用した高核酸酵母エキス等の天然調味料の開発・上市等を通じ、事業基盤の強化に取り組んでまいりました。

この結果、飲料事業における自動販売機販路の拡大及び「ルーツ」の堅調な伸張、加工食品事業における冷凍加工食品及びチルド加工食品の事業量の拡大等により、売上高は、前年度比81億円増収の2,865億円（前年度比2.9%増）、営業利益は、前年度比3億円増益の67億円（前年度比6.0%増）となりました。

その他事業

その他事業につきましては、株式譲渡による連結子会社の減少等により、売上高は、前年度比21億円減収の214億円（前年度比8.9%減）となりました。営業利益は、前年度比6億円増益の93億円（前年度比7.6%増）となりました。

2. 企業集団の設備投資の状況

当連結会計年度において、当社グループでは、全体で1,021億円の設備投資を実施しました。国内たばこ事業につきましては、製品製造工程の合理化、製品多様化に対応した需給対応機能の強化、新製品対応、自動販売機置換等に伴う投資を中心に552億円の設備投資を行いました。海外たばこ事業につきましては、生産能力増強等のため320億円の設備投資を行いました。医薬事業につきましては、生産・研究設備の充実等のため30億円の設備投資を行いました。食品事業につきましては、生産設備の強化等のため48億円の設備投資を行いました。その他事業につきましては、営業設備等を中心に80億円の設備投資を行いました。

3. 企業集団の資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

4. 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

特記すべき事項はありません。

5. 他の会社の事業の譲受けの状況

特記すべき事項はありません。

6. 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

特記すべき事項はありません。

7. 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

特記すべき事項はありません。

8. 財産及び損益の状況の推移

(1) 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第19期 (平成15年度)	第20期 (平成16年度)	第21期 (平成17年度)	第22期 (平成18年度)
売 上 高 (百万円)	4,625,151	4,664,513	4,637,657	4,769,387
経 常 利 益 (百万円)	213,599	270,251	297,842	312,044
当期純利益 (百万円)	△ 7,602	62,583	201,542	210,772
1株当たり当期純利益(円)	△ 3,966	32,089	105,084	22,001
総 資 産 (百万円)	3,029,083	2,982,056	3,037,378	3,364,663
純 資 産 (百万円)	1,507,937	1,498,203	1,762,511	2,024,615

(注) 1. 第19期の状況については、公的年金負担に要する費用のうち、昭和31年6月以前の給付対象期間に係る共済年金給付負担の会計処理変更に伴う特別損失を計上したことにより、当期純損失となりました。

2. 平成18年4月1日付をもって、1株につき5株の割合で株式を分割いたしました。

(2) 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第19期 (平成15年度)	第20期 (平成16年度)	第21期 (平成17年度)	第22期 (平成18年度)
売上高(百万円)	2,694,310	2,685,948	2,370,645	2,330,453
経常利益(百万円)	154,320	194,120	192,830	189,730
当期純利益(百万円)	△ 29,533	27,030	126,268	132,456
1株当たり当期純利益(円)	△ 14,995	13,836	65,839	13,826
総資産(百万円)	2,609,212	2,548,924	2,410,096	2,561,865
純資産(百万円)	1,557,476	1,527,787	1,643,098	1,753,067

- (注) 1. 第19期の状況については、公的年金負担に要する費用のうち、昭和31年6月以前の給付対象期間に係る共済年金給付負担の会計処理変更に伴う特別損失を計上したことにより、当期純損失となりました。
2. 平成18年4月1日付をもって、1株につき5株の割合で株式を分割いたしました。

9. 企業集団が対処すべき課題

当社は、長期的に目指す企業像である「価値創造ビジネスを多角的に展開するグローバル成長企業」の実現に向け、これまで推進してきた戦略を継承し、さらに発展させた、平成21年3月までの3年間についての中期経営計画「JT2008」を昨年5月に策定いたしました。

「JT2008」では、今後想定される様々な環境変化を克服し、将来にわたる持続的な成長を実現するために「組織力、人的競争力、事業基盤の充実・強化といった、将来に向けた投資を積極的に行う」ことをテーマとしております。

国内たばこ事業につきましては、当社グループの利益創出の中核として位置づけてまいります。国内市場における総需要の減少により、競合他社との競争は今後さらに激化する見通しであり、当社といたしましては、トップライン成長に向けて、効果的な新製品の投入に加え、既存ブランドについても必要な刷新・強化を行い、ブランド・エクイティの維持・向上を図ってまいります。併せて、成長販路への活動強化、効率的・効果的な販売促進活動を行うとともに、生産性の向上にも引き続き努めてまいります。なお、成人識別機能付たばこ自動販売機の円滑な全国導入（平成20年実施予定）と運用に向けた取り組みを進めるとともに、たばこを吸われる方と吸われない方が共存できる社会の実現に向けた取り組みも強化してまいります。

海外たばこ事業につきましては、当社グループの利益成長の牽引役として、更なる成長を目指してまいります。この実現に向けて、GFBのブランド価値

強化、ブランド・ポートフォリオの活用と展開、販売接点での競争力向上、中核市場への集中、継続的な品質への投資とコスト節減努力といった基本戦略の着実な実行に努めてまいります。

また、世界保健機関（WHO）による「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」、欧州連合（EU）及びその他各国におけるたばこに対する諸規制の動きに対しましても、引き続き適切な対応を図ってまいります。

医薬事業につきましては、将来における柱事業を目指し、事業価値増大の早期実現に向け、臨床開発品の着実なステージアップと研究開発パイプラインの充実に努めてまいります。また、導出・導入機会の戦略的な探索にも引き続き取り組んでまいります。

食品事業につきましては、当社グループの柱事業として、飲料事業、加工食品事業（冷凍加工食品、ペーカリー、チルド加工食品、常温加工食品）、調味料事業の3分野に注力し、競争優位性の確立へ取り組むとともに、総合食品メーカーとしての基盤の確立に努めてまいります。

また、海外たばこ事業、食品事業を中心とした外部資源の獲得による成長機会も積極的に探索してまいります。

環境保全活動や社会貢献活動につきましても、当社グループが事業活動を行うすべての国や地域において、事業活動と環境との「調和」、及び、よき隣人としての地域社会との「共生」を目指す観点から、環境負荷低減、地域貢献活動、国際貢献活動、植林／森林保全活動、青少年育成活動等に積極的に取り組んでまいります。

配当につきましては、中長期的な成長戦略の実施状況及び連結業績見通しを踏まえつつ、資本市場における競争力ある株主還元を目指すことを基本方針とし、当面、連結配当性向20%を目指し、配当水準の向上に努めてまいります。なお、経営の選択肢拡大に向けた自己株式の取得につきましては、経営上の必要性や市場動向等を踏まえたうえで、判断してまいります。さらに、より迅速かつ高品質の意思決定、業務執行の実現に向け、引き続きコーポレート・ガバナンスの強化につきましても取り組んでまいります。

これらの施策を着実に実行し、将来にわたる持続的な成長の実現に向け取り組んでまいります。

なお、本年4月18日に買収完了しましたGallaher社に関しましては、事業統合によって得られるシナジー効果を早期かつ最大限に発揮できるよう、グループ体制の構築に努めてまいります。

10. 企業集団の主要な事業内容

区 分	主 な 内 容
たばこ事業	マイルドセブン、セブンスター、ウィンストン、キャメル等を中心とする紙巻たばこの製造、販売
医薬事業	医療用医薬品の研究開発、製造、販売
食品事業	加工食品、清涼飲料水の製造、販売等
その他事業	不動産、エンジニアリング系等の各事業

11. 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 出 資 比 率	主 な 事 業 内 容
TSネットワーク株式会社	百万円 460	% 74.5	製造たばこの配送・集金業務の請負等
日本フィルター工業株式会社	百万円 461	86.8	製造たばこ用フィルターの製造、販売等
JT International S.A.	千スイスフラン 1,215,425	(100.0)	たばこ製品の製造、販売
鳥居薬品株式会社	百万円 5,190	53.5	医薬品の製造、販売等
ジェイティフーズ株式会社	百万円 490	100.0	清涼飲料、加工食品の販売等
株式会社ジャパンビバレッジ	百万円 10,471	66.7	自動販売機によるコーヒー、紅茶等の清涼飲料などの販売
ジェイティ不動産株式会社	百万円 450	100.0	不動産の開発に関する企画及び管理運営、建設工事の設計施工
株式会社ジェイティ財務サービス	百万円 160	100.0	各種機器のリース、当社グループ内金融

(注) 1. 出資比率欄の()内の数字は、間接所有割合を示しております。

2. 上記の重要な子会社8社を含む当連結会計年度の連結子会社は153社、持分法適用会社は11社であります。また、当連結会計年度の売上高は、4兆7,693億円(前年度比2.8%増)、当期純利益は2,107億円(前年度比4.6%増)となりました。

12. 企業集団の主要な借入先

借 入 先	借 入 金 残 高
第 一 生 命 保 険 相 互 会 社	百万円 3,300
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	3,300
日 本 政 策 投 資 銀 行	3,127

13. 企業集団の主要な営業所及び工場

(1) 当社

本 社：東京都港区虎ノ門二丁目2番1号

支 店：北海道支店（北海道） 仙台支店（宮城県） 東京支店（東京都）
名古屋支店（愛知県） 大阪支店（大阪府） 広島支店（広島県）
四国支店（香川県） 福岡支店（福岡県） その他17支店

工 場：北関東工場（栃木県） 東海工場（静岡県） 関西工場（京都府）
九州工場（福岡県） その他10工場

研 究 所：葉たばこ研究所（栃木県） たばこ中央研究所（神奈川県）
医薬総合研究所（大阪府）

(2) 子会社

TSネットワーク株式会社 : 本 社（東京都）
日本フィルター工業株式会社 : 本 社（東京都）
JT International S.A. : 本 社（スイス）
鳥居薬品株式会社 : 本 社（東京都）
ジェイティフーズ株式会社 : 本 社（東京都）
株式会社ジャパンビバレッジ : 本 社（東京都）
ジェイティ不動産株式会社 : 本 社（東京都）
株式会社ジェイティ財務サービス : 本 社（東京都）

14. 使用人の状況

(1) 企業集団の使用人の状況

区 分	使 用 人 数
国 内 た ば こ 事 業	11,534名
海 外 た ば こ 事 業	12,401名
医 薬 事 業	1,554名
食 品 事 業	7,084名
そ の 他 事 業	461名
当 社 の 全 社 共 通 業 務	394名
合 計	33,428名

(注) 上記使用人数は、就業人員数で記載しております。

(2) 当社の使用人の状況

区 分	使 用 人 数	前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
男 性	7,977名	78名増	42.1歳	21.0年
女 性	953名	3名減	37.1歳	16.5年
合計又は平均	8,930名	75名増	41.6歳	20.5年

(注) 上記使用人数は、就業人員数で記載しております。

II. 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 40,000,000株

(注) 平成18年2月27日開催の取締役会の決議により、株式の分割に伴い、平成18年4月1日付をもって当社定款を変更し、発行可能株式総数を株式の分割の割合に応じて増加することといたしました。これにより、発行可能株式総数は32,000,000株増加して40,000,000株となりました。

2. 発行済株式の総数 10,000,000株 (自己株式 419,920株)

(注) 平成18年2月27日開催の取締役会の決議により、平成18年4月1日付をもって、1株につき5株の割合で株式を分割いたしました。これにより、発行済株式の総数は8,000,000株増加して10,000,000株となりました。

3. 株主数 52,544名

4. 大株主

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	出 資 比 率
財 務 大 臣	株 5,001,909	% 50.02
ステートストリートバンク アンドトラストカンパニー	214,260	2.14
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	172,157	1.72
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	135,000	1.35
日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	133,036	1.33
モルガン・スタンレーアンドカンパニーインク	119,735	1.20
ステートストリートバンクアンド トラストカンパニー505103	109,907	1.10
ユービーエスエーローンドンアカウントアイビー ビーセグリゲイテッドクライアントアカウント	96,028	0.96
ザチェースマンハッタンバンク385036	80,589	0.81
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	71,455	0.71

- (注) 1. 当社は、自己株式419,920株を保有しておりますが、上記表から除外しております。
2. 当社の自己株式を除く発行済株式の総数 (9,580,080株) の10分の1以上を保有する株主は財務大臣のみであり、その自己株式を除く発行済株式の総数に対する出資比率は52.21%であります。

Ⅲ. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

Ⅳ. 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の氏名等

地位	氏名	担当	他の法人等の代表状況等
取締役 会長	涌井 洋 治		日本興亜損害保険株式会社 監査役
代表取締役 社長	木 村 宏		
代表取締役 副社長	堀 田 隆 夫	財務責任者 兼 コンプライアンス・食品事業担当	
代表取締役 副社長	小 幡 一 衛	企画・CSR・人事・監査担当	
*代表取締役 副社長	熊 倉 一 郎	たばこ事業本部長 兼 特機事業担当	JT International Holding B.V. Chairman & Managing Director
*代表取締役 副社長	山 田 良 一	コミュニケーション・総務・法務担当	
取締役 相談役	本 田 勝 彦		
取締役	大久保 憲 朗	医薬事業部長	ジェイティファーマアライアンス株式会社 代表取締役社長
*取締役	岩 井 睦 雄	食品事業本部長	
取締役	新 貝 康 司		JT International S.A. Executive Vice President
常勤監査役	田 中 寿		
常勤監査役	住 川 雅 明		
監査役	村 山 弘 義		弁護士
監査役	藤 田 太 寅		

(注) 1. 監査役のうち、田中 寿、村山弘義、藤田太寅の3氏は、社外監査役ではありません。

2. *印の取締役は、平成18年6月23日付をもって新たに就任いたしました。

3. 代表取締役副社長 西澤省悟、取締役 金森哲治の2氏は、平成18年6月23日付をもって退任いたしました。

4. 当該事業年度終了後における役員の異動

取締役の「担当」が、平成19年4月1日付をもって次のとおり変更となりました。

代表取締役副社長 堀田隆夫 コンプライアンス・財務・食品事業担当

なお、同氏は、平成19年4月30日付をもって退任いたしました。

2. 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	取締役		監査役		計	
	員数	報酬等の額	員数	報酬等の額	員数	報酬等の額
基本報酬	10名	298百万円	4名	62百万円	14名	360百万円
役員賞与	10名	122百万円	4名	20百万円	14名	143百万円
退職慰労金	10名	71百万円	4名	14百万円	14名	86百万円
計	—	493百万円	—	98百万円	—	591百万円

- (注) 1. 役員賞与は、第22回定時株主総会において当該事業年度に係る役員賞与として決議予定の額を記載しております。
2. 退職慰労金は、役員退職慰労引当金の当該事業年度における増加額を記載しております。

3. 社外役員に関する事項

(1) 他の会社の社外役員の兼任状況

区 分	氏 名	兼任先会社名	役 職
監 査 役	村 山 弘 義	三菱電機株式会社	社外取締役
		株式会社うかい	社外監査役

(2) 各社外役員の当該事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
監 査 役	田 中 寿	当該事業年度に開催した18回の取締役会のうちすべてに出席し、また、15回の監査役会のうちすべてに出席し、適宜質問、発言を行うなど監査役としての職責を十分に果たしました。
	村 山 弘 義	当該事業年度に開催した18回の取締役会のうち16回に出席し、また、15回の監査役会のうちすべてに出席し、適宜質問、発言を行うなど監査役としての職責を十分に果たしました。
	藤 田 太 寅	当該事業年度に開催した18回の取締役会のうち17回に出席し、また、15回の監査役会のうちすべてに出席し、適宜質問、発言を行うなど監査役としての職責を十分に果たしました。

(3) 社外役員の報酬等の総額

区 分	社外監査役	
	員数	報酬等の額
基本報酬	3名	40百万円
役員賞与	3名	13百万円
退職慰労金	3名	9百万円
計	—	64百万円

- (注) 1. 役員賞与は、第22回定時株主総会において当該事業年度に係る役員賞与として決議予定の額を記載しております。
2. 退職慰労金は、役員退職慰労引当金の当該事業年度における増加額を記載しております。

V. 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称 監査法人トーマツ

2. 当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

(1) 当社の当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 「公認会計士法」第2条第1項の監査業務に係る報酬等の額 111百万円

② 「公認会計士法」第2条第1項の監査業務以外の業務に係る報酬等の額 10百万円

(2) 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

206百万円

(注) 1. 当社と会計監査人監査法人トーマツとの間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「証券取引法」に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社は会計監査人監査法人トーマツに対して、「公認会計士法」第2条第1項の業務以外の業務である英文財務諸表等のレビューを委託し、対価を支払っております。

3. 当社の重要な子会社のうち、JT International S.A. は、Deloitte & Touche LLPの監査を受けており、当社の会計監査人である監査法人トーマツの監査は受けておりません。

3. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、「会社法」第340条第1項各号に該当すると判断した場合など、会計監査人が継続してその職責を全うするうえで重要な疑義を抱く事象が発生した場合は、法令に定められた手続きに従って解任又は不再任を行うこととしております。

VI. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

当社は、取締役会において、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備について、次のとおり決議いたしました。

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①コンプライアンス体制

コンプライアンス体制に係る規程に基づき、取締役・執行役員及び従業員（以下、「役職員」とする）が法令、定款及び社会規範等を遵守した行動をとるための行動指針を定め、その徹底を図るため取締役会に直結する機関として外部専門家を加えたコンプライアンス委員会を設置し、会長がその委員長を務める。

また、コンプライアンス担当執行役員を定めコンプライアンス統括室を所管させ、これにより全社横断的な体制の整備・推進及び問題点の把握に努める。

コンプライアンス統括室は行動規範・行動指針を解説した「JTコンプライアンスマニュアル」を全役職員に配布するとともに、役職員を対象に各種研修等を通じて教育啓蒙活動を行うことによってコンプライアンスの実効性の向上に努める。

(内部通報体制)

当社の従業員等が法令違反の疑義がある行為等を発見した場合に備え、通報する体制として社内に通報相談窓口を設置する。通報を受けたコンプライアンス統括室はその内容を調査し、必要な措置を講ずるとともに、担当部門と協議のうえ、全社的に再発防止策を実施する。重要な問題はコンプライアンス委員会に付議し、審議を求めることとする。

②内部監査体制

監査部は、内部監査を所管し、事業活動の全般にわたる管理・運営の制度及び業務の遂行状況を合法性と合理性の観点から検討・評価し、会社財産の保全及び経営効率性の向上を図る。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

①議事録の保存及び管理

株主総会及び取締役会の議事録については、法令に基づき適切に管理保存を行う。

また、経営会議の議事録については、経営会議規程等により、適切な文書の管理保存を行う。

②その他の情報の保存及び管理

重要な業務執行や契約の締結等の意思決定に係る情報については、責任権限規程に基づき責任部署及び保存管理責任を明らかにし、また、その意思決定手続・調達・経理処理上の管理に関する規程を定め、その保存管理を行う。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①平常時のリスク評価・管理体制

金融・財務リスクに対しては、指針・規程・マニュアルを定めるとともに、四半期毎に財務責任者を通じて経営会議に報告を行う。

その他のリスクの把握・報告については、責任権限規程により定められた部門毎の責任権限に基づき、責任部署が事務局となって各種委員会等を設置して適切に管理を行うとともに、重要性に応じて、経営会議へ報告・付議する。

監査部には内部監査組織として必要な人員を配置し、他の業務執行組織から独立した客観的な視点で、重要性とリスクを考慮してグループ会社を含む社内管理体制を検討・評価し、社長に対して報告・提言を行うとともに、取締役会に対して報告を行う。

②有事の対応

危機管理及び災害対策について対応マニュアルを定め、危機や災害の発生時には事務局を経営戦略部として緊急プロジェクト体制を立ち上げ、経営トップの指揮のもと、関係部門の緊密な連携により、迅速・適切に対処することができる体制を整える。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①取締役会

取締役会は、原則毎月1回の開催に加え、必要に応じ機動的に開催し、法令で定められた事項及び重要事項の決定を行うとともに、業務執行を監督する。

取締役会は、取締役から3月に1回以上業務執行の状況の報告を受ける。

②適切な権限委譲及び責任体制

経営会議は、社長及び社長の指名する者をもって構成し、取締役会に付議する事項のほか、業務全般にわたる経営方針及び基本計画に関する事項等を中心に、経営上の重要事項に関する審議を行う。

取締役会が任命する執行役員は、取締役会の決定する全社経営戦略等に基づき、各々の領域において委譲された権限のもと、適切な業務執行を行う。

組織及び職制については、組織職制規程により基本事項を定めるとともに、業務分担ガイダンスにより各部門の役割を明確に示し、業務の効率性柔軟性に資する運営を行う。

また、組織の責任及び権限については、業務執行上の責任部署を責任権限規程により定め、迅速な意思決定を行えるものとする。

(5) 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

①JTグループのポリシー

JTグループは、「すべてのステークホルダーに『かけがえのない Delight』を約束・実現していく」ことをJTグループミッション「JTブランディング宣言」として定め、グループ内で共有する。

②グループマネジメント

グループマネジメントポリシーに基づき、グループに共通する機能・規程等を定義し、グループマネジメントを行うことにより、JTグループ全体最適を図る。

コンプライアンス体制（通報体制を含む）、内部監査体制、財務管理体制等については、グループ企業と連携を図り、整備する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

①監査役室の設置

監査役の職務を支援する組織として、監査役室を置く。

②人員の配置

監査役室には、必要な人員を配置する。また、必要に応じ監査役会と協議

のうえ人員配置体制の見直しを行う。

(7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

①監査役室所属の従業員の人事等

監査役室長の評価は監査役会が行い、その他の監査役室所属従業員の評価は、監査役会の助言のもと、監査役室長が行う。監査役室所属の従業員の異動・懲戒にあたっては、監査役会と事前に協議を行う。

②兼務の制限

監査役室所属の従業員には当社の業務執行に係る役職を兼務させない。

(8) 取締役及び使用人が監査役会又は監査役に報告をするための体制その他の監査役会又は監査役への報告に関する体制

①監査役会への報告

取締役及び執行役員は、会社に著しい損害を及ぼす虞のある事実を発見した場合における当該事実について、監査役会に報告する。また、役職員は、計算書類等及び不正又は法令若しくは定款に違反する重大な事実を発見した場合における当該事実その他の会社の経営に関する重要な事項等について、監査役会に報告を行う。

②重要な会議への出席等

監査役は取締役会に加えその他の重要な会議に出席できる。

役職員は、監査役から重要な文書の閲覧、実地調査、報告を求められたときは、迅速かつ適切に対応する。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①監査への協力、監査費用

取締役は監査役による監査に協力し、監査にかかる諸費用については、監査の実効を担保するべく予算を措置する。

②監査部・コンプライアンス統括室と監査役との連携

監査部及びコンプライアンス統括室は、監査役との間で情報意見交換を行い、連携をとる。

本事業報告中の記載数字は、金額及び販売数量については、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成19年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,840,808	流動負債	813,196
現金及び預金	555,653	支払手形及び買掛金	129,764
受取手形及び売掛金	149,384	短期借入金	53,706
有価証券	578,066	一年以内返済予定の長期借入金	10,549
たな卸資産	417,276	未払金	93,567
繰延税金資産	18,171	未払たばこ税	134,573
その他	123,794	未払たばこ特別税	21,991
貸倒引当金	△ 1,539	未払地方たばこ税	181,374
固定資産	1,523,855	未払法人税等	60,108
有形固定資産	600,435	繰延税金負債	2,246
建物及び構築物	229,019	賞与引当金	29,312
機械装置及び運搬具	152,900	その他の引当金	1,997
器具及び備品	58,486	その他	94,003
土地	131,817	固定負債	526,851
建設仮勘定	28,211	社債	150,000
無形固定資産	542,880	長期借入金	5,012
のれん	360,681	繰延税金負債	43,435
商標権	154,980	退職給付引当金	282,377
その他	27,218	役員退職慰労引当金	1,017
投資その他の資産	380,538	長期未払金	11,755
投資有価証券	262,616	その他	33,252
長期貸付金	808	負債合計	1,340,047
繰延税金資産	75,456	(純資産の部)	
その他	43,255	株主資本	1,920,159
貸倒引当金	△ 1,230	資本金	100,000
投資評価引当金	△ 368	資本剰余金	736,400
資産合計	3,364,663	利益剰余金	1,158,337
		自己株式	△ 74,578
		評価・換算差額等	40,094
		その他有価証券評価差額金	33,329
		繰延ヘッジ損益	14,580
		海外連結子会社の年金債務調整額	△ 15,560
		為替換算調整勘定	7,745
		少数株主持分	64,362
		純資産合計	2,024,615
		負債及び純資産合計	3,364,663

連結損益計算書

〔自 平成18年4月1日〕
〔至 平成19年3月31日〕

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		4,769,387
売 上 原 価		3,844,768
売 上 総 利 益		924,619
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		592,628
営 業 利 益		331,991
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	10,384	
受 取 配 当 金	1,718	
そ の 他	3,930	16,033
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	6,939	
為 替 差 損	14,464	
た ば こ 災 害 援 助 金	3,504	
共 済 年 金 給 付 費 用	2,713	
そ の 他	8,357	35,980
経 常 利 益		312,044
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	47,506	
そ の 他	3,348	50,854
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	3,151	
固 定 資 産 除 却 損	10,402	
減 損 損 失	2,712	
成 人 識 別 自 販 機 導 入 費 用	5,746	
そ の 他	3,690	25,703
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		337,195
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		84,480
法 人 税 等 調 整 額		36,923
少 数 株 主 利 益		5,018
当 期 純 利 益		210,772

連結株主資本等変動計算書

〔自 平成18年4月1日〕
〔至 平成19年3月31日〕

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
平成18年3月31日 残高	100,000	736,400	972,511	△74,578	1,734,333
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当(注1)			△ 17,244		△ 17,244
剰 余 金 の 配 当			△ 17,244		△ 17,244
役 員 賞 与 (注1)			△ 196		△ 196
当 期 純 利 益			210,772		210,772
持分法適用会社減少に伴う減少額			△ 79		△ 79
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)(注2)			9,818		9,818
連結会計年度中の変動額合計	－	－	185,825	－	185,825
平成19年3月31日 残高	100,000	736,400	1,158,337	△74,578	1,920,159

	評 価 ・ 換 算 差 額 等					少 数 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	海外連結子会社の年金債務調整額(注2)	為替換算調整勘定	評価・換算差額等合計		
平成18年3月31日 残高	35,531	－	－	△ 7,353	28,178	57,561	1,820,073
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当(注1)							△ 17,244
剰 余 金 の 配 当							△ 17,244
役 員 賞 与 (注1)							△ 196
当 期 純 利 益							210,772
持分法適用会社減少に伴う減少額							△ 79
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)(注2)	△ 2,202	14,580	△15,560	15,098	11,915	6,800	28,534
連結会計年度中の変動額合計	△ 2,202	14,580	△15,560	15,098	11,915	6,800	204,542
平成19年3月31日 残高	33,329	14,580	△15,560	7,745	40,094	64,362	2,024,615

(注) 1. 剰余金の配当及び役員賞与は、平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

2. 評価・換算差額等の「海外連結子会社の年金債務調整額」は、米国会計基準を適用している海外連結子会社において計上された未積立債務であります。

なお、従来利益剰余金に含めていた、米国会計基準を適用している海外連結子会社で発生した最小年金債務の減少額は、利益剰余金の「株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)」に計上しております。

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数は153社であります。

主要な連結子会社は、TSネットワーク㈱、日本フィルター工業㈱、JT International S.A.、鳥居薬品㈱、ジェイティフーズ㈱、㈱ジャパンピバレッジ、ジェイティ不動産㈱、㈱ジェイティ財務サービスであります。

また、JT International AD Senta (AD. Duvanska Industrija Sentaより名称変更)、JTI (UK) MANAGEMENT LTD等合計3社につきましては、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

前連結会計年度まで連結子会社であった㈱ジャパンピバレッジ四国等4社につきましては、合併に伴い消滅したため、また、ジェイティトーシ㈱等2社につきましては、清算が終了したため、連結の範囲から除いております。またジェイティエス電装㈱につきましては、株式の売却により議決権が減少し、連結子会社から持分法適用の関連会社になっております。

非連結子会社については、いずれも小規模会社であり、その総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等それぞれの合計額は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社の数は11社であります。

主要な持分法適用の関連会社は、ジェイティシイエムケイ㈱、㈱エヌ・ティ・ティ・データ・ウェーブであります。

なお、前連結会計年度まで持分法適用の関連会社であった、㈱ジェイティニフコ及び㈱九州ジェイティニフコにつきましては、株式の譲渡により重要な影響を及ぼさなくなったため持分法適用の範囲から除いております。

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、それぞれ連結純損益及び連結利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除いております。

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、海外の連結子会社の決算日は主として12月31日であります。

また、連結計算書類の作成にあたっては、同決算日の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計処理基準に関する事項

① 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

……償却原価法（定額法）によっております。

その他有価証券

時価のあるもの

……決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定しております。)

時価のないもの

……主として移動平均法による原価法によっております。

② デリバティブ等の評価基準及び評価方法

決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。

③ たな卸資産の評価基準及び評価方法

主として総平均法による原価法によっております。

なお、当社は、原材料及び半製品について必要な評価減を実施しております。

④ 重要な減価償却資産の減価償却方法

ア. 有形固定資産

……主として定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法)を採用しておりますが、一部の国内連結子会社では定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	38～50年
機械装置及び運搬具	8年

イ. 無形固定資産

……定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

商標権	10年
-----	-----

⑤ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案して計上しております。

投資評価引当金

投資に対する損失に備えるため、投資先の財政状態等を勘案して計上しております。

賞与引当金

使用人及び役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、実際支給見込基準により計上しております。

退職給付引当金

使用人(取締役でない執行役員を含む)の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

過去勤務債務については、その発生時の使用人の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における使用人の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の際連結会計年度から費用処理することとしております。

また、公的年金負担に要する費用のうち、昭和31年6月以前（公共企業体職員等共済組合法施行日前）の給付対象期間に係る共済年金給付の負担について、当該共済年金負担に係る負債額を算定し退職給付引当金に含めて計上しております。

役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支出に備えて、内規に基づく連結会計年度末支給額を計上しております。

⑥ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は当連結会計年度の損益として処理しております。なお、海外の連結子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

⑦ 重要なリース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

⑧ 重要なヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

なお、為替予約については、振当処理の要件を満たしている場合には振当処理によっております。

⑨ 海外連結子会社の会計処理基準

JT International S.A. 他海外の連結子会社は、主として米国で一般に認められた会計処理基準を採用しております。このうち当社が採用している会計処理基準と相違している主なものは次のとおりであります。

ア. たな卸資産の評価基準及び評価方法

主として先入先出法、総平均法による低価法によっております。

イ. 重要な減価償却資産の減価償却方法

有形固定資産……主として見積耐用年数による定額法によっております。

無形固定資産……商標権は主として20年間で均等償却しており、その他の無形固定資産は、見積耐用年数による定額法によっております。

ウ. 退職給付会計

退職給付債務と年金資産の公正価値との差額を連結貸借対照表上、資産又は負債として計上しております。退職給付費用として未だ認識されていない

数理計算上の差異及び過去勤務債務については、税効果相当額控除後の金額により海外連結子会社の年金債務調整額として純資産の部の評価・換算差額等の区分に計上しております。

エ. デリバティブの処理方法

ヘッジ目的で通貨関連のデリバティブを利用しており、すべてのデリバティブは公正価額により、資産又は負債として認識し、その公正価額の変動は損益に計上しております。

⑩ 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(5) 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

(6) のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、実質的に償却年数を見積もり、その年数で償却することとしております。なお、償却年数は5年から20年であります。ただし、金額が僅少な場合は発生年度にその全額を償却しております。また、海外の連結子会社で発生したのれんは、償却を行わず年一回及び公正価値が帳簿価額を下回る恐れを示す事象が発生した都度、減損の有無を判定しております。

(7) 当連結会計年度より会社法が施行されたことに伴い、連結計算書類は同法及び会社計算規則に基づいて作成しております。

(8) 会計方針の変更

① 役員賞与に関する会計基準

当連結会計年度より、「役員賞与に関する会計基準」（企業会計基準第4号 平成17年11月29日）を適用しております。これによる営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益への影響は軽微であります。

② 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準

当連結会計年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号 平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）を適用しております。これまでの資本の部の合計に相当する金額は、1,945,673百万円であります。

③ 海外連結子会社の退職給付に関する会計基準

従来、主な海外の連結子会社において、退職給付引当金が未積立累積退職給付債務を下回る場合には、追加最小年金債務として退職給付引当金を追加認識する方法によっておりましたが、当連結会計年度より、米国財務会計基準審議会基準第158号「確定給付型年金制度及びその他の退職後給付制度に関する事業主の会計処

理—米国財務会計基準審議会基準書第87号、第88号、第106号及び第132号（改訂版）の改訂」に基づき、退職給付債務と年金資産の公正価値との差額を連結貸借対照表上、資産又は負債として計上し、退職給付費用として未だ認識されていない数理計算上の差異及び過去勤務債務については、税効果相当額控除後の金額により海外連結子会社の年金債務調整額として純資産の部の評価・換算差額等の区分に計上する方法に変更しております。この変更による当連結会計年度の損益に与える影響はありません。

④ 表示方法の変更

ア. 前連結会計年度において、連結貸借対照表の無形固定資産の「連結調整勘定」及び無形固定資産の「その他」に含めておりました「営業権」（前連結会計年度1,295百万円）については、当連結会計年度においては「のれん」と表示しております。

イ. 前連結会計年度において、連結損益計算書の特別損失の「その他」に含めておりました「成人識別自販機導入費用」（前連結会計年度158百万円）は、重要性が増加したため当連結会計年度において独立掲記しております。

なお、成人識別自販機導入費用は、未成年者喫煙防止を目的として、平成20年に全国導入を予定しているICカード方式成人識別装置システム構築展開費用等並びに連結子会社が保有する自動販売機を成人識別機能対応機とするために要する費用であります。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 日本たばこ産業株式会社法第6条の規定により、会社の財産を社債の一般担保に供しております。

担保に係る債務の金額	国内普通社債	150,000百万円
------------	--------	------------

② 一部の連結子会社において担保に供している資産は14,013百万円であります。

担保に供している資産の内容及び金額		
	建物及び構築物	5,055百万円
	機械装置及び運搬具	7,891百万円
	その他	1,065百万円

また、担保に供している資産に対応する債務は6,129百万円であります。

担保に係る債務の金額	長期借入金	3,001百万円
	その他	3,127百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 928,860百万円

3. 連結損益計算書に関する注記

(1) 原材料及び半製品のうち、翌連結会計年度以降の事業活動に最低限必要な在庫を超過する部分について必要な評価減を実施し、売上原価に計上しております。当連結会計年度の評価減洗替差益は、9,585百万円であります。

- (2) 研究開発費は、総額41,239百万円であり、すべて一般管理費として計上しております。

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数 (千株)	当連結会計年度 増加株式数 (千株)	当連結会計年度 減少株式数 (千株)	当連結会計年度末 株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式 (注)	2,000	8,000	—	10,000
合計	2,000	8,000	—	10,000
自己株式				
普通株式 (注)	83	335	—	419
合計	83	335	—	419

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加8,000千株及び自己株式の増加335千株は、平成18年4月1日をもって普通株式1株につき5株の割合で株式を分割したことによるものであります。

- (2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力 発生日
平成18年6月23日 定時株主総会	普通株式	17,244	9,000	平成18年 3月31日	平成18年 6月26日
平成18年10月31日 取締役会	普通株式	17,244	1,800	平成18年 9月30日	平成18年 12月1日

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

平成19年6月22日開催の定時株主総会の議案として、次のとおり提案しております。

(議案)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の 原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力 発生日
平成19年6月22日 定時株主総会	普通株式	21,076	利益 剰余金	2,200	平成19年 3月31日	平成19年 6月25日

5. 税効果会計に関する注記

- (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	37,677百万円
共済年金給付負担金	55,655百万円
繰越欠損金	16,853百万円
退職応諾者未払金	10,793百万円
その他	59,976百万円
繰延税金資産 小計	180,956百万円
評価性引当額	△ 20,370百万円
繰延税金資産 合計	160,585百万円

繰延税金負債

圧縮記帳積立金	△ 31,927百万円
買収会計に関わる評価アップ	△ 34,254百万円
有価証券評価差額金	△ 23,169百万円
その他	△ 23,287百万円
繰延税金負債 合計	△ 112,639百万円
繰延税金資産の純額	47,946百万円

- (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

国内の法定実効税率	40.35%
(調整)	
海外連結子会社の税率差異	△ 6.99%
損金不算入額	3.06%
その他	△ 0.42%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	36.00%

6. リース取引に関する注記

- (1) リース契約により使用している重要な固定資産として、自動販売機、電子計算機及び自動車等があります。
- (2) リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
	百万円	百万円	百万円
機械装置及び運搬具	5,149	2,193	2,955
器具及び備品	18,495	8,935	9,560
その他	2,454	476	1,978
合計	26,099	11,605	14,494

(注) 取得価額相当額の算定は、有形固定資産の期末残高等に占める未経過リース料期末残高相当額の割合が低いため、支払利子込み法によっております。

② 未経過リース料期末残高相当額

1 年 内	4,462百万円
1 年 超	10,032百万円
合 計	<u>14,494百万円</u>

(注) 未経過リース料期末残高相当額の算定は、有形固定資産の期末残高等に占めるその割合が低いため、支払利子込み法によっております。

③ 支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料	4,836百万円
減価償却費相当額	4,836百万円

④ 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) オペレーティング・リース取引

未経過リース料

1 年 内	4,510百万円
1 年 超	9,919百万円
合 計	<u>14,430百万円</u>

(減損損失について)

リース資産に配分された減損損失はないため、項目等の記載は省略しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 204,617円68銭
- (2) 1株当たり当期純利益 22,001円10銭

8. 有価証券に関する注記

(1) 時価のある満期保有目的の債券の内訳

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
	百万円	百万円	百万円
国債・地方債等	1,198	1,194	△ 4
その他	502	500	△ 1
合 計	1,701	1,695	△ 5

(2) 時価評価したその他有価証券の内訳

	取 得 原 価	連結貸借対照表計上額	差 額
	百万円	百万円	百万円
株 式	192,141	242,440	50,299
債 券	2,084	2,164	79
そ の 他	4,191	10,352	6,160
合 計	198,417	254,957	56,539

9. デリバティブ取引に関する注記

通貨関連

区 分	取引の種類	契 約 額 等		時 価	評価損益
			うち1年超		
		百万円	百万円	百万円	百万円
市場取引 以外の取引	為替予約取引				
	買 建	2,972	—	3,113	140
	売 建	40,623	—	40,838	△ 215
	通貨スワップ取引				
	売 建	2,615	2,193	△ 317	△ 317
合 計		—	—	—	△ 391

(注) 1. 時価の算定は、先物為替相場によっております。

2. ヘッジ会計が適用されているものについては、記載を省略しております。

10. 退職給付に関する注記

(1) 退職給付関係

① 採用している退職給付制度の概要

当社及び国内連結子会社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度、確定給付企業年金制度等、及び確定拠出年金制度を採用しております。

また、海外連結子会社においても確定給付型の制度を採用しており、一部の海外連結子会社については、退職後医療給付制度も採用しております。

なお、使用人の退職等に際して、退職給付会計に準拠した数理計算による退職給付債務の対象とされない割増退職金を支払う場合があります。

また、当社は平成18年4月1日に退職一時金制度の一部を確定拠出年金制度へ移行しております。

② 退職給付債務に関する事項

ア. 退職給付債務	△ 322,121百万円
イ. 年金資産	203,483百万円
ウ. 未積立退職給付債務 (ア+イ)	△ 118,637百万円
エ. 未認識数理計算上の差異	△ 17,535百万円
オ. 未認識過去勤務債務	27,349百万円
カ. 連結貸借対照表計上額純額 (ウ+エ+オ)	△ 108,823百万円
キ. 海外連結子会社の年金債務調整額 (注) 2	△ 18,721百万円
ク. 前払年金費用	18,897百万円
ケ. その他流動負債 (注) 3	△ 1,994百万円
コ. 退職給付引当金 (カ+キ-ク-ケ) (注) 4	△ 144,446百万円

(注) 1. 一部の連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

2. 「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記」の「(4) 会計処理基準に関する事項 ⑨海外連結子会社の会計処理基準ウ. 退職給付会計」に記載のとおり、米国会計基準を適用している海外連結子会社において計上された未積立債務であります。連結株主資本等変動計算書においては、評価・換算差額等の「海外連結子会社の年金債務調整額」として記載しております。

3. 米国会計基準を適用している海外連結子会社において退職給付に係る債務の内、翌期の支払予測額が該当する退職給付制度に対応する年金資産を超過する部分について、その他流動負債に計上しております。

4. 「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記」の「(4) 会計処理基準に関する事項 ⑤重要な引当金の計上基準 (退職給付引当金)」に記載のとおり、当社は共済年金給付負担に係る引当額を上記「コ.」とは別に算定し、退職給付引当金に含めて計上しており、その金額は137,930百万円であります。

5. 一部の国内連結子会社において、総合設立の厚生年金基金を採用しており、退職給付債務の計算に含めておりません。なお、掛金拠出割合に基づく年金資産残高は、5,926百万円であります。

③ 退職給付費用に関する事項

ア. 勤務費用 (注) 1	9,684百万円
イ. 利息費用	9,684百万円
ウ. 期待運用収益	△ 6,829百万円
エ. 数理計算上の差異の費用処理額	315百万円
オ. 過去勤務債務の費用処理額	1,502百万円
カ. 退職給付費用 (ア+イ+ウ+エ+オ)	<u>14,356百万円</u>

(注) 1. 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、「ア. 勤務費用」に計上しております。

2. 割増退職金、早期退職に伴い一時に費用処理した数理計算上の差異及び過去勤務債務の費用処理額を特別損失として790百万円計上しております。
3. 上記の他に確定拠出年金に係る要拠出額等を計上しており、その金額は3,002百万円であります。

④ 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

ア. 退職給付見込額の期間配分方法	主として期間定額基準によっております。
イ. 割引率	主として2.5%であります。
ウ. 期待運用収益率	主として2.5%であります。
エ. 過去勤務債務の額の処理年数	主として10年であります。
オ. 数理計算上の差異の処理年数	主として10年であります。

(2) 共済年金給付関係

「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記」の「(4) 会計処理基準に関する事項 ⑤重要な引当金の計上基準 (退職給付引当金)」に記載の共済年金給付負担に係る負債額の算定等に関する内容は以下のとおりであります。

① 共済年金給付負担に係る債務額に関する事項

ア. 共済年金給付負担に係る債務額 (注) 1	△139,569百万円
イ. 未認識数理計算上の差異 (注) 2	1,638百万円
ウ. 共済年金給付負担に係る引当金 (ア+イ) (注) 3	<u>△137,930百万円</u>

(注) 1. 当社の公的年金負担に要する費用のうち、昭和31年6月以前の給付対象期間に係る共済年金給付の将来負担見込額の割引現在額であります。

2. 共済年金給付負担に係る債務額の数理計算に用いた見積数値と実績との差異等であります。

3. 連結貸借対照表上、退職給付引当金に含めて計上しております。

② 共済年金給付費用に関する事項

ア. 利息費用	2,288百万円
イ. 数理計算上の差異の費用処理額(注)	425百万円
ウ. 共済年金給付費用(ア+イ)	<u>2,713百万円</u>

(注) 数理計算上の差異の処理については、定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理することとしております。

③ 共済年金給付負担に係る債務額の計算の基礎に関する事項

ア. 割引率	1.5%
イ. 数理計算上の差異の処理年数	10年

11. 追加情報

- (1) 連結子会社であるカナダ法人JTI-Macdonald Corp. (以下JTI-Mac社)は、ケベック州税庁より、当社によるRJRナビスコ社(以下RJR社)からの米国以外のたばこ事業買収以前である平成2年から平成10年にかけて、たばこ密輸に関与したとして、平成16年8月11日、約13.6億カナダドル(約1,146億円)の即時支払いを求めた課税通知の送付を受けました。

JTI-Mac社が即時に、課税額を支払わなかった場合には、事業資産の差し押え等により、通常の事業運営を継続することが困難となる恐れがあったことから同年8月24日、オンタリオ州上級裁判所に“Companies’ Creditors Arrangement Act (CCAA: 企業債権者調整法)”の申請を行い、平成19年3月31日(当連結会計年度末)現在同法の適用下で事業資産が保全され、事業を継続しております。

なお、JTI-Mac社の当社グループ会社への債務の一部を履行するために、平成18年4月、当社の連結子会社であるオランダ法人JT International Holding B.V.は、同支払額相当の金融機関発行の信用状を、裁判所が指名したモニター(監督人)へ差し入れております。

JTI-Mac社が本件に関し何らかの損害及び費用を負担した場合には、平成11年における当社とRJR社との買収時の契約に基づき、当社は本件に関わる損害及び費用を、売り手側であるRJR社(現レイノルズアメリカン社他)に求償できる権利があると考えており、それを実行してまいります。

- (2) 連結子会社であるロシア法人ZAO JTI Marketing & Sales (以下JTI M&S社)は、平成16年7月モスクワ税務署より、平成12年1月から12月の期間に係る未納分の税金(VAT等)、利息、加算税の合計で約24億ルーブル(約88億円)の追加支払いを命じる課税通知を受けました。

JTI M&S社は事実誤認があるとして、仲裁裁判所へ当該課税通知の無効を訴えておりましたが、平成17年9月、管区仲裁裁判所(破毀審)において上訴棄却の判決を受けました。JTI M&S社はこれに対して、同年11月、最高仲裁裁判所(監督審)へ上告しておりましたが、平成18年4月、同裁判所は、これまでの下級審の判断を破棄し、本件を仲裁裁判所(第一審)に差し戻す判決を下しました。

12. 重要な後発事象に関する注記

当社は、平成19年4月18日、連結子会社であるJTI (UK) MANAGEMENT LTDを通じて、英国法上の買収手続であるスキーム・オブ・アレンジメントに基づき、英国を所在地と

するGallaher Group Plc（以下「Gallaher社」）の発行済株式を取得し、Gallaher社を完全子会社としました。当該企業結合は、当社を取得企業、Gallaher社を被取得企業とするパーチェス法適用取引に該当するものであります。

(1) 被取得企業の名称及び事業の内容、企業結合を行った主な理由、企業結合日、企業結合の法的形式及び取得した議決権比率

① 被取得企業の名称

Gallaher Group Plc

② 被取得企業の事業内容

製造たばこの製造・販売

③ 企業結合を行った主な理由

Gallaher社を子会社とすることにより、規模の拡大によるスケールメリットの享受、市場及び価格帯においてバランスのとれた競争力のあるブランド・ポートフォリオの構築、技術・流通インフラの強化、及び事業統合による事業成長と効率的事業運営を通じたシナジーの実現が可能となるためであります。

④ 企業結合日

平成19年4月18日

⑤ 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

⑥ 取得した議決権比率

100%

(2) 被取得企業の取得原価

約75億スターリング・ポンド

(3) 発生したのれん金額、企業結合日に受入れた資産及び引受けた負債の額等

取得した資産及び引受けた負債のうち企業結合日時点における識別可能なものの特定时価の測定が未了であるため、のれんのお金額並びに企業結合日に受入れた資産及び引受けた負債等の額については確定しておりません。

(4) その他

平成18年12月末における国際財務報告基準（International Financial Reporting Standards）に基づくGallaher社の要約貸借対照表金額は以下のとおりであります。

流動資産 1,525百万スターリング・ポンド

固定資産 2,408

流動負債 1,457

固定負債 2,124

純資産 352

なお、当該資産及び負債のお金額は被取得企業の規模を参考として示すためのものであり、企業結合日に受入れた資産及び引受けた負債の額を示すものではありません。

また、当社及び連結子会社であるJTI (UK) MANAGEMENT LTDは、Gallaher社株式取

得に要する資金の調達を主たる目的として、以下のとおり借入契約を締結し、実行しております。

(1) 当社による借入契約についての主な内容

- ① 借入先
株式会社みずほ銀行
- ② 借入金額
4,500億円
- ③ 返済条件
元金一括返済
- ④ 約定金利
0.80000%及び0.84000%
- ⑤ 借入実行日
平成19年4月25日
- ⑥ 借入期間
1ヶ月及び3ヶ月

(2) JTI (UK) MANAGEMENT LTDによる借入契約についての主な内容

- ① 借入先
Merrill Lynch International及びメリルリンチ日本証券株式会社をアレンジャー、株式会社三菱東京UFJ銀行をエージェントとする18銀行によるシンジケート団
- ② 借入金額
19億スターリング・ポンド
- ③ 返済条件
元金一括返済
- ④ 約定金利
5.76908%
- ⑤ 借入実行日
平成19年4月26日
- ⑥ 借入期間
2ヶ月

13. 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成19年5月2日

日本たばこ産業株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	五十嵐 達朗	Ⓜ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	吉田 英司	Ⓜ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	桃木 秀一	Ⓜ

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本たばこ産業株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本たばこ産業株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 追加情報(1)に記載のとおり、連結子会社であるカナダ法人JTI-Macdonald Corp. は、平成16年8月11日にケベック州税庁より約13.6億カナダドルの課税通知の送付を受け、同年8月24日にオンタリオ州上級裁判所に「Companies' Creditors Arrangement Act (企業債権者調整法)」の申請を行い、平成19年3月31日現在同法の適用下で事業資産が保全され、事業を継続している。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成19年4月18日に英国 Gallaher社を買収した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る監査役会監査報告書謄本

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第22期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

当監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成19年5月7日

日本たばこ産業株式会社 監査役会

常勤監査役 田 中 寿 ㊟

常勤監査役 住 川 雅 明 ㊟

監 査 役 村 山 弘 義 ㊟

監 査 役 藤 田 太 寅 ㊟

(注) 常勤監査役田中 寿、監査役村山弘義及び監査役藤田太寅は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

貸借対照表

(平成19年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,006,727	流動負債	429,831
現金及び預金	14,154	買掛金	15,943
受取手形	751	一年以上返済予定の長期借入金	10,002
売掛金	58,464	未払金	77,482
有価証券	273,700	未払たばこ税	95,260
商製品	2,827	未払たばこ特別税	21,991
製成品	19,923	未払地方たばこ税	117,582
半製品	131,671	未払法人税等	41,440
原材料	33,705	未払消費税等	29,138
仕掛品	4,337	賞与引当金	12,594
貯蔵品	8,106	その他	8,395
前渡金	291	固定負債	378,966
前払費用	1,865	社債	150,000
繰延税金資産	10,848	長期借入金	962
キャッシュ・マネージメント・システム預託金	406,205	退職給付引当金	209,569
デリバティブ資産	28,189	役員退職慰労引当金	325
その他	11,696	預り敷金及び保証金	9,050
貸倒引当金	△ 14	長期未払金	9,058
固定資産	1,555,138	負債合計	808,798
有形固定資産	358,700	(純資産の部)	
建物	161,629	株主資本	1,708,558
構築物	5,170	資本金	100,000
機械及び装置	63,627	資本剰余金	736,400
車両及び運搬具	106	資本準備金	736,400
器具及び備品	10,492	利益剰余金	946,737
土地	111,051	利益準備金	18,776
建設仮勘定	6,623	その他利益剰余金	927,960
無形固定資産	90,419	特別償却準備金	7
のれん	15,470	圧縮記帳積立金	46,204
特許権	1,279	圧縮記帳特別勘定	3,181
商標権	63,378	別途積立金	743,300
ソフトウェア	9,953	繰越利益剰余金	135,266
その他	337	自己株式	△ 74,578
投資その他の資産	1,106,017	評価・換算差額等	44,508
投資有価証券	88,150	その他有価証券評価差額金	29,928
関係会社株式	928,104	繰延ヘッジ損益	14,580
関係会社出資金	2,674	純資産合計	1,753,067
関係会社長期貸付金	19,875		
長期前払費用	5,439		
前払年金費用	17,754		
繰延税金資産	47,838		
その他	2,914		
貸倒引当金	△ 6,734		
資産合計	2,561,865	負債及び純資産合計	2,561,865

損 益 計 算 書

〔自 平成18年 4月 1日〕
〔至 平成19年 3月 31日〕

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		2,330,453
売 上 原 価		1,814,235
売 上 総 利 益		516,217
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		304,829
営 業 利 益		211,388
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	2,380	
有 価 証 券 利 息	4	
受 取 配 当 金	6,405	
そ の 他	5,268	14,058
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	605	
社 債 利 息	2,410	
為 替 差 損	19,976	
た ば こ 災 害 援 助 金	3,504	
共 済 年 金 給 付 費 用	2,713	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	425	
そ の 他	6,081	35,717
経 常 利 益		189,730
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	43,438	
そ の 他	2,130	45,568
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	1,845	
固 定 資 産 除 却 損	7,988	
減 損 損 失	1,846	
成 人 識 別 自 販 機 導 入 費 用	5,746	
そ の 他	1,846	19,273
税 引 前 当 期 純 利 益		216,025
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		54,267
法 人 税 等 調 整 額		29,302
当 期 純 利 益		132,456

株主資本等変動計算書

〔自 平成18年 4 月 1 日〕
〔至 平成19年 3 月 31 日〕

(単位：百万円)

	株主資本											
	資本金	資本剰余金			利益剰余金						自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金					利益剰余金合計		
					特別償却準備金	圧縮記帳積立金	圧縮記帳特別勘定	別途積立金	繰越利益剰余金			
平成18年3月31日残高	100,000	736,400	736,400	18,776	152	57,857	3,183	633,200	135,717	848,888	△74,578	1,610,710
事業年度中の変動額												
特別償却準備金の取崩(注)					△ 74				74	-		-
特別償却準備金の取崩					△ 70				70	-		-
圧縮記帳積立金の繰入(注)						3,031			△ 3,031	-		-
圧縮記帳積立金の取崩(注)						△13,473			13,473	-		-
圧縮記帳積立金の繰入						2,474			△ 2,474	-		-
圧縮記帳積立金の取崩						△ 3,685			3,685	-		-
圧縮記帳特別勘定の繰入(注)							1,857		△ 1,857	-		-
圧縮記帳特別勘定の取崩(注)							△3,183		3,183	-		-
圧縮記帳特別勘定の繰入							3,181		△ 3,181	-		-
圧縮記帳特別勘定の取崩							△1,857		1,857	-		-
別途積立金の積立(注)								110,100	△110,100	-		-
剰余金の配当(注)									△ 17,244	△ 17,244		△ 17,244
剰余金の配当									△ 17,244	△ 17,244		△ 17,244
役員賞与(注)									△ 119	△ 119		△ 119
当期純利益									132,456	132,456		132,456
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)												
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	△145	△11,652	△ 1	110,100	△ 451	97,848	-	97,848
平成19年3月31日残高	100,000	736,400	736,400	18,776	7	46,204	3,181	743,300	135,266	946,737	△74,578	1,708,558

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

(単位：百万円)

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等	
平成18年3月31日残高	32,387	—	32,387	1,643,098
事業年度中の変動額				
特別償却準備金の取崩(注)				—
特別償却準備金の取崩				—
圧縮記帳積立金の繰入(注)				—
圧縮記帳積立金の取崩(注)				—
圧縮記帳積立金の繰入				—
圧縮記帳積立金の取崩				—
圧縮記帳特別勘定の繰入(注)				—
圧縮記帳特別勘定の取崩(注)				—
圧縮記帳特別勘定の繰入				—
圧縮記帳特別勘定の取崩				—
別途積立金の積立(注)				—
剰余金の配当(注)				△ 17,244
剰余金の配当				△ 17,244
役員賞与(注)				△ 119
当期純利益				132,456
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△ 2,459	14,580	12,120	12,120
事業年度中の変動額合計	△ 2,459	14,580	12,120	109,969
平成19年3月31日残高	29,928	14,580	44,508	1,753,067

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの……移動平均法による原価法によっております。

(2) デリバティブ等の評価基準及び評価方法

決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法によっております。

なお、原材料及び半製品について必要な評価減を実施しております。

(4) 固定資産の減価償却方法

① 有形固定資産……定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法)によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物(建物附属設備を除く)	38～50年
機械及び装置	8年

② 無形固定資産……定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

のれん	5年
特許権	8年
商標権	10年
ソフトウェア	5年

(5) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案して計上しております。

賞与引当金

使用人及び役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、実際支給見込基準により計上しております。

退職給付引当金

使用人(取締役でない執行役員を含む)の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

過去勤務債務は、その発生時の使用人の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における使用人の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生

翌事業年度から費用処理することとしております。

また、公的年金負担に要する費用のうち、昭和31年6月以前（公共企業体職員等共済組合法施行日前）の給付対象期間に係る共済年金給付の負担について、当該共済年金負担に係る負債額を算定し退職給付引当金に含めて計上しております。

役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えて、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(6) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は当事業年度の損益として処理しております。

(7) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(8) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

なお、為替予約については、振当処理の要件を満たしている場合には振当処理によっております。

(9) 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(10) 当事業年度より会社法が施行されたことに伴い、計算書類及びその附属明細書は同法及び会社計算規則に基づいて作成しております。

(11) 会計方針の変更

① 役員賞与に関する会計基準

当事業年度より、「役員賞与に関する会計基準」（企業会計基準第4号 平成17年11月29日）を適用しております。これによる営業利益、経常利益及び税引前当期純利益への影響は軽微であります。

② 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準

当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号 平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）を適用しております。これまでの資本の部の合計に相当する金額は、1,738,487百万円であります。

③ 表示方法の変更

ア. 前事業年度において、貸借対照表の無形固定資産の「営業権」として掲記していたもの（前事業年度20,628百万円）については、当事業年度においては「のれん」と表示しております。

イ. 前事業年度において、貸借対照表の投資その他の資産の「長期貸付金」に含めておりました「関係会社長期貸付金」（前事業年度16,696百万円）については、当事業年度において独立掲記しております。

ウ。前事業年度において、損益計算書の特別損失の「その他」に含めておりました「成人識別自販機導入費用」（前事業年度158百万円）は、重要性が増加したため、当事業年度において独立掲記しております。

なお、成人識別自販機導入費用は、未成年者喫煙防止を目的として、平成20年に全国導入を予定しているICカード方式成人識別装置システム構築展開費用等並びに当社がリース契約により借り受けている自動販売機を成人識別機能対応機とするために要する費用であります。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する金銭債権・債務

短期金銭債権	441,888百万円
長期金銭債権	19,875百万円
短期金銭債務	23,438百万円
長期金銭債務	7,279百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 637,067百万円

(3) 日本たばこ産業株式会社法第6条の規定により、会社の財産を社債の一般担保に供しております。

担保に係る債務の金額	国内普通社債	150,000百万円
------------	--------	------------

(4) 保証債務

被保証者	保証金額	被保証債務の内容
JT International Germany GmbH	16,627 百万円	借入保証 外貨建による保証 16,627百万円 (105,630千ユーロ)
JT International S.A.	13,003	借入保証 外貨建による保証 13,003百万円 (53,650千スイスフラン) (30,340千ユーロ) (690,000千タイバート) (3,130千米ドル) (1,130千チュニジアディナール) (50,740千スロベニアトラー) (40千シンガポールドル)
JT International Manufacturing (Romania) SA	11,112	借入保証 外貨建による保証 11,112百万円 (60千米ドル) (236百万新ルーマニアレイ)
JT International Korea Inc.	10,669	借入保証 外貨建による保証 10,669百万円 (85,007百万韓国ウォン)
JT International (Romania) SRL	10,652	借入保証 外貨建による保証 10,652百万円 (700千米ドル) (225百万新ルーマニアレイ)
JT International Company Netherlands B.V.	9,256	借入保証 外貨建による保証 9,256百万円 (58,810千ユーロ)
JT International Marketing and Sales d.o.o.	6,942	借入保証 外貨建による保証 6,942百万円 (5,090千米ドル) (3,207百万セルビアディナール)

被保証者	保証金額	被保証債務の内容
Cres Neva LLC	百万円 6,821	借入保証 外貨建による保証 6,821百万円 (1,503百万ロシアルーブル)
JT Tobacco International Taiwan Corp.	6,427	借入保証 外貨建による保証 6,427百万円 (1,800百万台湾ドル)
JT International Ukraine	6,162	借入保証 外貨建による保証 6,162百万円 (14,863千米ドル) (188百万ウクライナグリブナ)
JT International Hellas A.E.B.E.	4,934	借入保証 外貨建による保証 4,934百万円 (31,350千ユーロ)
OA0 JTI Yelets	3,851	借入保証 外貨建による保証 3,851百万円 (848百万ロシアルーブル)
JT International Company Ukraine ZAT	2,947	借入保証 外貨建による保証 2,947百万円 (110千米ドル) (125百万ウクライナグリブナ)
JT International (India) Private Limited	2,731	借入保証 外貨建による保証 2,731百万円 (1,004,100千インドルピー)
JT International (Thailand) Limited	2,610	借入保証 外貨建による保証 2,610百万円 (715,564千タイバーツ)
JT International AD Senta	2,177	借入保証 外貨建による保証 2,177百万円 (1,101百万セルビアディナール)
LLC Petro (000 Petro)	1,467	借入保証 外貨建による保証 1,467百万円 (11,350千米ドル) (28百万ロシアルーブル)
SIA JTI Marketing and Sales	1,413	借入保証 外貨建による保証 1,413百万円 (6,370千ラトビアラト)
その他 (20社)	6,460	借入保証
計	126,270	

- (5) 「キャッシュ・マネージメント・システム預託金」は、当社グループにおいて国内グループ会社を対象としたキャッシュ・マネージメント・システムを統括している(株)ジェイティ財務サービス(連結子会社)への資金の預託であります。

3. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

売 上 高	150,813百万円
仕 入 高	103,427百万円
販売費及び一般管理費	86,092百万円
営業取引以外の取引高	31,644百万円

- (2) 原材料及び半製品のうち、翌事業年度以降の事業活動に最低限必要な在庫を超過する部分について必要な評価減を実施し、売上原価に計上しております。当事業年度の評価減洗替差益は、9,585百万円であります。

- (3) 研究開発費は、総額38,505百万円であり、すべて一般管理費として計上しております。

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (千株)	当 事 業 年 度 増 加 株 式 数 (千株)	当 事 業 年 度 減 少 株 式 数 (千株)	当 事 業 年 度 末 株式数 (千株)
自己株式				
普通株式(注)	83	335	—	419
合計	83	335	—	419

(注) 普通株式の自己株式の増加335千株は、平成18年4月1日をもって普通株式1株につき5株の割合で株式を分割したことによるものであります。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	21,742百万円
共済年金給付負担金	55,655百万円
退職応諾者未払金	10,793百万円
その他	34,346百万円
繰延税金資産 合計	<u>122,537百万円</u>

繰延税金負債

圧縮記帳積立金	△ 31,255百万円
有価証券評価差額金	△ 20,746百万円
その他	△ 11,848百万円
繰延税金負債 合計	<u>△ 63,850百万円</u>
繰延税金資産の純額	<u>58,686百万円</u>

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

- (1) リース契約により使用している重要な固定資産として、自動販売機、電子計算機及び自動車等があります。
- (2) リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
	百万円	百万円	百万円
車両及び運搬具	2,674	1,791	883
器具及び備品	54,540	28,064	26,475
その他	983	252	730
合計	58,199	30,108	28,090

② 未経過リース料期末残高相当額

1 年 内	14,517百万円
1 年 超	15,371百万円
合 計	<u>29,889百万円</u>

③ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	15,563百万円
減価償却費相当額	15,294百万円
支払利息相当額	673百万円

④ 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

⑤ 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各事業年度への配分方法については、利息法によっております。

(減損損失について)

リース資産に配分された減損損失はないため、項目等の記載は省略しております。

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額		科目	期末残高
					資金の預託	資金の回収		
子会社	㈱ジェイティ財務サービス	所有直接 100%	資金の預託 リース取引	資金の預託	百万円 2,493,262	百万円 2,688,957	キャッシュ・マネージメント・システム預託金	百万円 406,205

取引条件及び取引条件の決定方針等

預託金利については、市場金利を参考に決定しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-------------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 182,990円92銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 13,826円19銭 |

9. 有価証券に関する注記

時価評価したその他有価証券の内訳

	取得原価	貸借対照表計上額	差額
	百万円	百万円	百万円
株式	30,429	74,955	44,526
債券	73	142	68
その他	4,500	10,004	5,504
合計	35,002	85,102	50,099

10. 退職給付に関する注記

(1) 退職給付関係

① 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度、確定給付企業年金制度、及び確定拠出年金制度を採用しております。

なお、使用人の退職等に際して、退職給付会計基準に準拠した数理計算による退職給付債務の対象とされない割増退職金を支払う場合があります。

また、当社は平成18年4月1日に退職一時金制度の一部を確定拠出年金制度へ移行しております。

② 退職給付債務に関する事項

ア. 退職給付債務	△ 164,970百万円
イ. 年金資産	119,106百万円
ウ. 未積立退職給付債務 (ア+イ)	△ 45,864百万円
エ. 未認識数理計算上の差異	△ 16,901百万円
オ. 未認識過去勤務債務	8,881百万円
カ. 貸借対照表計上額総額 (ウ+エ+オ)	△ 53,884百万円
キ. 前払年金費用	17,754百万円
ク. 退職給付引当金 (カーキ) (注)	△ 71,639百万円

(注) 「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(5) 引当金の計上基準 (退職給付引当金)」に記載のとおり、当社は共済年金給付負担に係る引当額を上記「ク。」とは別に算定し、退職給付引当金に含めて計上しており、その金額は137,930百万円であります。

③ 退職給付費用に関する事項

ア. 勤務費用	4,430百万円
イ. 利息費用	4,203百万円
ウ. 期待運用収益	△ 2,939百万円
エ. 数理計算上の差異の費用処理額	△ 987百万円
オ. 過去勤務債務の費用処理額	1,251百万円
カ. 退職給付費用 (ア+イ+ウ+エ+オ)	5,959百万円

(注) 上記の他に確定拠出年金に係る要拠出額等を計上しており、その金額は1,872百万円であります。

④ 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

ア. 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
イ. 割引率	2.5%
ウ. 期待運用収益率	2.5%
エ. 過去勤務債務の額の処理年数	10年
オ. 数理計算上の差異の処理年数	10年

(2) 共済年金給付関係

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(5) 引当金の計上基準 (退職給付引当金)」に記載の共済年金給付負担に係る負債額の算定等に関する内容は以下のとおりであります。

① 共済年金給付負担に係る債務額に関する事項

ア. 共済年金給付負担に係る債務額 (注) 1	△ 139,569百万円
イ. 未認識数理計算上の差異 (注) 2	1,638百万円
ウ. 共済年金給付負担に係る引当金 (ア+イ) (注) 3	△ 137,930百万円

(注) 1. 当社の公的年金負担に要する費用のうち、昭和31年6月以前の給付対象期間に係る共済年金給付の将来負担見込額の割引現在額であります。
2. 共済年金給付負担に係る債務額の数理計算に用いた見積数値と実績との差異等であります。

3. 貸借対照表上、退職給付引当金に含めて計上しております。

② 共済年金給付費用に関する事項

ア. 利息費用	2,288百万円
イ. 数理計算上の差異の費用処理額(注)	425百万円
ウ. 共済年金給付費用(ア+イ)	<u>2,713百万円</u>

(注) 数理計算上の差異の処理については、定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。

③ 共済年金給付負担に係る債務額の計算の基礎に関する事項

ア. 割引率	1.5%
イ. 数理計算上の差異の処理年数	10年

11. 重要な後発事象に関する注記

当社は、平成19年4月18日、連結子会社であるJTI (UK) MANAGEMENT LTDを通じて、英国法上の買収手続であるスキーム・オブ・アレンジメントに基づき、英国を所在地とするGallaher Group Plc (以下「Gallaher社」)の発行済株式を取得し、Gallaher社を完全子会社(間接出資)としました。当該取引に係る主な内容については、連結計算書類「12. 重要な後発事象に関する注記」に記載しております。

また、当社は、Gallaher社株式取得に要する資金の調達を主たる目的として、以下のとおり借入契約を締結し、実行しております。

- (1) 借入先
株式会社みずほ銀行
- (2) 借入金額
4,500億円
- (3) 返済条件
元金一括返済
- (4) 約定金利
0.80000%及び0.84000%
- (5) 借入実行日
平成19年4月25日
- (6) 借入期間
1ヶ月及び3ヶ月

なお、当社はJTI (UK) MANAGEMENT LTDによるGallaher社株式取得に要する資金の調達を主たる目的としたシンジケートローンに対して19億スターリング・ボンドの債務保証を行っております。

12. 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

会計監査人監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成19年5月2日

日本たばこ産業株式会社
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	五十嵐 達 朗	㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	吉 田 英 司	㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	桃 木 秀 一	㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本たばこ産業株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第22期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成19年4月18日に英国Gallaher社を買収した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第22期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

当監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な書類を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成19年5月7日

日本たばこ産業株式会社 監査役会

常勤監査役 田 中 寿 ㊟

常勤監査役 住 川 雅 明 ㊟

監 査 役 村 山 弘 義 ㊟

監 査 役 藤 田 太 寅 ㊟

(注) 常勤監査役田中 寿、監査役村山弘義及び監査役藤田太寅は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

第22期の期末配当につきましては、将来に向けた企業体質強化等を勘案しつつ、株主の皆様への利益還元を図るため、次のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金2,200円 総額 21,076,176,000円
なお、昨年12月に中間配当金として1,800円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株につき4,000円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成19年6月25日

2. 剰余金のその他の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 93,000,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 93,000,000,000円

第2号議案 取締役2名選任の件

取締役堀田隆夫氏は、平成19年4月30日付をもって辞任されました。つきましては、その補欠として1名及び経営陣の強化を図るため1名の増員と合わせて、取締役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに他の法人等の代表状況	所有する当社の株式数
1	たけだむねたか 武田 宗高 (昭和24年8月22日生)	昭和47年4月 大蔵省入省 平成11年7月 同省関東財務局長 平成13年1月 内閣府大臣官房審議官 平成13年7月 同府沖縄振興局長 平成15年7月 同府政策統括官 平成17年9月 同府審議官 平成19年2月 当社顧問 平成19年4月 当社専務執行役員 財務責任者 現在に至る	0株
2	こいずみみつおみ 小泉 光臣 (昭和32年4月15日生)	昭和56年4月 日本専売公社入社 平成13年6月 当社企画グループ経営企画部長 平成15年6月 当社執行役員 人事労働グループリーダー 平成16年6月 当社執行役員 たばこ事業本部事業企画室長 平成18年6月 当社常務執行役員 たばこ事業本部事業企画室長 現在に至る	61株

(注) 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

第3号議案 監査役4名選任の件

監査役全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役4名の選任をお願いしたいと存じます。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに他の法人等の代表状況	所有する当社の株式数
1	すみかわ まさあき 住川 雅明 (昭和25年10月11日生)	昭和49年4月 日本専売公社入社 平成9年7月 当社食品事業部部長 平成10年6月 当社総務部長 平成12年7月 当社人事部長 平成15年6月 当社執行役員 不動産・アグリ事業・印刷事業・特機事業担当 平成16年1月 当社執行役員 不動産・印刷事業・特機事業担当 平成16年6月 当社常勤監査役 現在に至る	67株
2	たていし ひさお 立石 久雄 (昭和21年12月23日生)	昭和46年4月 大蔵省入省 平成9年7月 国税庁関東信越国税局長 平成11年7月 総務庁人事局次長 平成13年1月 総務省人事・恩給局次長 平成13年7月 財団法人地域総合整備財団常務理事 平成15年7月 国家公務員共済組合連合会常務理事 平成17年9月 同連合会専務理事 現在に至る	0株
3	むらやま ひろよし 村山 弘義 (昭和12年1月13日生)	昭和35年4月 司法修習生 昭和37年4月 札幌地方検察庁検事 平成11年4月 東京高等検察庁検事長 平成11年12月 同庁辞職 平成12年1月 弁護士登録 平成15年6月 当社監査役 現在に至る	48株
4	ふじ た たか のぶ 藤田 太寅 (昭和13年1月17日生)	昭和38年4月 日本放送協会入社 平成2年6月 同協会解説委員 平成7年1月 同協会退職 平成11年4月 関西学院大学総合政策学部 教授 平成17年4月 同大学総合政策学部 客員教授 平成17年6月 当社監査役 現在に至る	16株

(注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 立石久雄、村山弘義、藤田太寅の3氏は、社外監査役の候補者であります。

3. 社外監査役候補者に関する事項は次のとおりであります。

(1) 社外監査役候補者の選任理由について

①立石久雄氏につきましては、長年の行政実務及び国家公務員共済組合連合会

の業務執行により培われた豊富な経験と幅広い識見から、当社の社外監査役に適任であると総合的に判断し、選任をお願いするものであります。

- ②村山弘義氏につきましては、法曹界における豊富な経験と幅広い識見から、当社の社外監査役に適任であると総合的に判断し、選任をお願いするものであります。
 - ③藤田太寅氏につきましては、日本放送協会の解説委員や大学教授として培われた豊富な経験と幅広い識見から、当社の社外監査役に適任であると総合的に判断し、選任をお願いするものであります。
- (2) 社外監査役候補者が過去に社外取締役又は社外監査役になること以外の方法で会社の経営に関与していない者であるときは、当該経営に関与したことがない候補者であっても社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと当社が判断した理由について
- ①立石久雄氏につきましては、直接企業経営に関与された経験はありませんが、長年の行政実務及び国家公務員共済組合連合会の常務理事、専務理事として当該団体の業務執行に携わられたことにより培われた豊富な経験と幅広い識見を有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断しております。
 - ②村山弘義氏につきましては、直接企業経営に関与された経験はありませんが、法曹界における豊富な経験と法律の専門家として高い識見を有していること、かつ過去4年間監査役としての職責を十分に果たしていることから、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断しております。
 - ③藤田太寅氏につきましては、直接企業経営に関与された経験はありませんが、日本放送協会の解説委員や大学教授として培われた豊富な経験と政治・経済等の識見を有していること、かつ過去2年間監査役としての職責を十分に果たしていることから、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断しております。
- (3) 社外監査役候補者が社外監査役に就任してからの年数について
- ①村山弘義氏の社外監査役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって4年であります。
 - ②藤田太寅氏の社外監査役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって2年であります。

第4号議案 役員賞与支給の件

当期末時点の取締役10名及び監査役4名に対し、当期の業績等を勘案し、取締役賞与として総額122,824,000円、監査役賞与として総額20,800,000円を支給いたしたいと存じます。

なお、各取締役及び各監査役に対する金額は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

【ご参考】第5号議案から第7号議案に係る役員報酬制度改定の基本的考え方

当社は、平成19年4月27日開催の取締役会において、より一層の企業価値向上に資する報酬制度を導入することを目的に、外部有識者を含む報酬諮問委員会の審議を踏まえ、本定時株主総会終結の時をもって役員報酬制度を下記のとおり改定することを決議いたしました。

①取締役

会社の業務を執行する取締役と会社の業務を執行しない取締役とに区分し、業務を執行する取締役については、月例の基本報酬に加え、単年度の業績等を反映した賞与、中長期の企業価値と連動する株式報酬型ストックオプションで構成する。業務を執行しない取締役については、企業価値向上に向けた全社経営戦略の決定と監督機能を果たすことが求められていることから、基本報酬及び株式報酬型ストックオプションで構成する。

②監査役

監査役については、その役割に照らし、業績連動性を重視した取締役と同様の報酬制度とはせず、基本報酬のみとする。

③退職慰労金

取締役、監査役ともに、新たな役員報酬制度への改定に伴い、退職慰労金制度については本定時株主総会終結の時をもって廃止する。

以上により、下記の「第5号議案 取締役及び監査役の報酬額改定の件」、
「第6号議案 取締役に対するストックオプション報酬額及び内容決定の件」、
「第7号議案 退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈並びに退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件」を提出する次第であります。

第5号議案 取締役及び監査役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、平成13年6月28日開催の第16回定時株主総会において月額5,100万円以内、監査役の報酬額は、平成6年6月27日開催の第9回定時株主総会において月額1,000万円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、「会社法」の施行により、従来、利益処分の一部としてご承認いただいていた賞与が報酬等に含まれたこと、65頁記載の「役員報酬制度改定の基本的考え方」及び経済情勢の変化に鑑み、取締役の報酬額を年額87,000万円以内、監査役の報酬額を年額19,000万円以内と改定させていただきたいと存じます。

現在の取締役は9名、監査役は4名ですが、第2号議案及び第3号議案がそれぞれ承認可決されますと、取締役は11名、監査役は4名となります。

第6号議案 取締役に対するストックオプション報酬額及び内容決定の件

当社は、65頁記載の「役員報酬制度改定の基本的考え方」に鑑み、企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的として、第5号議案に定める取締役の報酬額とは別に、取締役に対するストックオプション報酬としての報酬額を年額20,000万円以内といたしたいと存じます。

取締役は、ストックオプションとしての新株予約権を、その割当てに際しての払込金額（公正な価額とします。）の払込みにかえて、当社に対する報酬債権と相殺することにより、取得することとします。

なお、このストックオプションは、新株予約権を行使することができるのは取締役退任後とし、権利の行使に際しての払込金額を1株当たり1円とするものであります。

現在の取締役は9名ですが、第2号議案が承認可決されますと、取締役は11名となります。

ストックオプションとして割り当てる新株予約権の具体的な内容は下記のとおりであります。

記

(1) 新株予約権の総数

800個を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の数の上限とします。

(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は普通株式1株とします。

なお、当社が、当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合等を行うことにより、新株予約権の総数及び

付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとします。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とします。

(4) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割り当てる日の翌日から30年以内とします。

(5) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとします。

(6) その他の新株予約権の行使の条件

上記(1)から(5)までの細目及び(1)から(5)まで以外の事項については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものとします。

(ご参考)

本議案のほか、当社執行役員に対し、本議案と同一の内容のストックオプションとしての新株予約権（上限450個）を本定時株主総会の日から1年以内に当社取締役会の決議により発行する予定であります。

第7号議案 退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈並びに退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

取締役堀田隆夫氏は、平成19年4月30日付をもって辞任されました。また、監査役田中 寿氏は、本定時株主総会終結の時をもって退任されます。つきましては、それぞれ在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

退任取締役及び退任監査役各氏の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
堀田隆夫	平成15年6月 当社取締役副社長 平成17年6月 当社代表取締役副社長 平成19年4月 当社代表取締役副社長辞任
田中 寿	平成15年6月 当社常勤監査役 現在に至る

また、当社は、平成19年4月27日開催の取締役会において、65頁記載の「役員報酬制度改定の基本的考え方」に鑑み、退任取締役及び退任監査役に対する退職慰労金制度を本定時株主総会終結の時をもって廃止することを決議いたしました。つきましては、任期中の取締役涌井洋治、木村 宏、小幡一衛、熊倉一郎、山田良一、大久保憲朗、岩井睦雄、新貝康司及び本田勝彦、並びに第3号議案をご承認いただいた場合に重任される監査役住川雅明、村山弘義及び藤田太寅の12氏に対し、本定時株主総会終結の時までの在任期間をもとに、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を打ち切り支給することとし、その具体的金額、方法等は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

なお、支給の時期は各取締役及び各監査役の退任時といたしたいと存じます。
打ち切り支給の対象となる取締役及び監査役各氏の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
涌井洋治	平成16年6月 当社代表取締役会長 平成18年6月 当社取締役会長 現在に至る
木村宏	平成17年6月 当社取締役 平成18年6月 当社代表取締役社長 現在に至る
小幡一衛	平成10年6月 当社取締役 平成12年6月 当社常務取締役 平成13年6月 当社取締役 平成15年6月 当社取締役副社長 平成17年6月 当社代表取締役副社長 現在に至る
熊倉一郎	平成18年6月 当社代表取締役副社長 現在に至る
山田良一	平成18年6月 当社代表取締役副社長 現在に至る
大久保憲朗	平成16年6月 当社取締役 現在に至る
岩井睦雄	平成18年6月 当社取締役 現在に至る
新貝康司	平成17年6月 当社取締役 現在に至る
本田勝彦	平成4年6月 当社取締役 平成6年6月 当社常務取締役 平成8年6月 当社専務取締役 平成10年6月 当社代表取締役副社長 平成12年6月 当社代表取締役社長 平成18年6月 当社取締役相談役 現在に至る

氏 名	略 歴
住 川 雅 明	平成16年6月 当社常勤監査役 現在に至る
村 山 弘 義	平成15年6月 当社監査役 現在に至る
藤 田 太 寅	平成17年6月 当社監査役 現在に至る

以 上

メ モ

第22回定時株主総会会場ご案内図

会 場 東京都港区芝公園三丁目3番1号
東京プリンスホテル



下車駅	J R山手線・京浜東北線 モノレール	}	浜松町駅下車	徒歩10分
	都営地下鉄三田線		御成門駅下車	徒歩1分
	都営地下鉄浅草線	}	大門駅下車	徒歩7分
	都営地下鉄大江戸線		神谷町駅下車	徒歩10分
	東京メトロ日比谷線			

お願い：当日は会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮願います。